

学生時代はフィールドホッケーで活躍

松田 玲穂 さん



まつだ れおさん／平成6年6月生まれ、JAつべつ勤務

青春

くろーずあつぷ

今年の4月からJAつべつに勤めている松田玲穂さん。経済部生産資材課に所属し、活波事業所で農業資材販売や経理などを担当しています。

北海学園札幌高等学校から愛知県の中京大学に進学した松田さんは、高校・大学を通じてフィールドホッケーの選手として活躍し、高校時代は国体で5位という好成績を残しました。

就職にあたっては、大学の現代社会学部で学んだ知識を生かし、

地域社会の活性化に貢献したいという思いからJAつべつを志望したそうです。

「今は先輩や上司に同行して、できるだけ多くの農家の方に、顔を覚えていただけるよう努力しています。将来は津別の農業振興のサポートに、少しでも役立てるようがんばりたいと思います」と仕事への意気込みを話す松田さん。ホッケー選手としても、北海道選抜チームの候補として期待されています。

温故知新

【474】交通安全マスコット作り20年

土井 直子 さん



どい なおこさん／昭和10年9月、樺太生まれ／82歳／本町在住

「早いもので、気がつけば会の活動を始めてから20年も経ちました」と笑顔で振り返る土井直子さん。平成9年に縫い物サークルとして発足した『折りづる会』の創立メンバーとして、また、平成14年から8年間は会の代表として、長くボランティア活動に取り組んでこられました。

そのひとつが、新入学児童の安全な通学等を願って贈られる交通安全マスコットの制作。動物などをモチーフにした、会員の手づくりによるストラップ付きマスコットを、毎年、町教育委員会を通じて寄贈して

います。「材料費は、会員が作った刺し子のふきんをふれあい広場で販売するなどして工面しました。子どもたちからお礼の手紙をいただいたり、ランドセルにマスコットを付けているのを見かけたときは嬉しかったです」。

樺太で生まれ、終戦後津別に引き揚げてきた土井さんは、津別高校を卒業後、洋裁や編物の技術習得に努めます。昭和34年に結婚してからは独学で幼稚園教諭の資格を取得し、昭和39年から葵幼稚園に27年間勤務しました。

幼稚園を定年退職後も。水泳の指導員として温水プールで子どもたちに水泳を教えるなど、常に地域への奉仕に取り組んで来られました。

現在、『折りづる会』には60代から90代まで11人の女性が参加しており、毎月2回、社会福祉協議会に集まって活動しています。

土井さんは、このほかに寿大学の社交ダンスサークルにも参加しており、週一度の練習に通うなど元気一杯。「これまで、あつと言った歳月でしたが、今は健康と人に迷惑をかけない生活を心がけたいと思います」。

第3回目の野菜料理教室の参加者を募集

日時 10月31日(火) 午後7時～8時30分
場所 町民会館 調理室
テーマ 冬の野菜を食べよう
申込期間 10月1日～10月25日



〈9月5日の野菜料理教室〉秋の野菜で作っていただきました。とうきびご飯、きのこ汁、白菜シューマイ、オクラの塩昆布和え、さつま芋茶巾絞

申し込み先 保健福祉課健康推進担当⑩番窓口
☎ 76 - 2151 (内線 231)

食中毒は年中あります



8月以降、0-157による食中毒のニュースを耳にします。食中毒予防の基本は

■つけない…〈手や調理器具をよく洗う〉
手はシワや爪の先などに汚れが残ります。

■増やさない…〈冷蔵庫に保管し、料理後は早く食べる〉
冷蔵庫を過信せず、早めに食べましょう。

■やっつける…〈中心までしっかり加熱する〉
大きく切ったものは中まで火がとおりにくいので気をつけます。

市販の食品では対策が難しいこともありますが、家庭で出来ることは実践しましょう。
これからノロウイルスも流行する季節になりますので、さらに注意が必要です。

野菜を食べよう、1日350g!
野菜を知ろう：先月の野菜は小松菜でした。
今月はおなじみの色の薄い野菜です。漬物、鍋物、お浸し、炒め物など何にでも使えます。カリウムとビタミンCが多く、抗がん作用もある野菜は？

暮らしを支える 税

納付のお忘れはありませんか？

10月3日までに左記の納期限が到来しています。

町道民税	1期	2期
固定資産税	1期	3期
国民健康保険税	1期	4期
軽自動車税	全期分	
介護保険料	1期	2期
後期高齢者医療保険料	1期	4期

役場から届いている納付書を確認していただき、納期限が過ぎているものがありましたら、至急納付をお願いします。

納期限を過ぎますと延滞金の計算の対象となり、納付する税額や納付日より、本税のほかに『延滞金』も納めていただくこととなります。

納期限後、納付されていない税がある」と「督促状」を送付します。それでもなお納付せず、そのまま放置しておくこと、給与、預貯金、財産等の差押をすることになります。納期限までに納付できない方は、そのまま放置せず、役場収納担当で納税相談されるようお願いいたします。

口座振替を利用されている方は、通常は納期限(郵便局は25日)の引落としになっていますので、振替日前までに口座の残高の確認をお願いします。残高不足で口座振替ができない場合は納付書(役場収納担当で再発行します)で納付していただくこととなります。